

先端設備導入計画のチェックと採択後の取消し フローチャート
2018年3月19日現在

ものづくり補助金で、

- (1) 申請書様式1の2ページ(補助率3分の2に)
- (2) 申請書様式2の「6. その他加点項目」

(1)(2)両方、もしくは(1)か(2)どちらかにチェックを入れて申請

採択(6月中)

そもそも、採択されなかったら取消も何もありません。

事業実施場所が所在している市区町村が、国から「導入促進基本計画」の同意を受けた(先端設備等導入計画を実施した)

6月~8月に各市区町村が、随時条例を定める予定

ところが、事業実施場所が所在している市区町村が、国から「導入促進基本計画」の同意を受けなかった(先端設備等導入計画を実施しなかった)

先端設備導入計画の申請難易度や、具体的内容は何ひとつ決まっていません。

市区町村に先端設備導入計画の申請をし、認定を取得した(認定は早くても7月、遅ければ9月と推測)

ところが、市区町村に先端設備導入計画の申請をしたが、認定を取得できなかった

採択取消

つまり補助金もらえない

認定取得後、中小企業団体中央会に交付申請をして交付決定し、事業期間内(12月28日まで)に事業を終える事ができた

認定取得後、中小企業団体中央会に交付申請をし、交付決定したが、事業期間内に事業が終わらなかった

事業とは、下記3つ

- ① 設備の発注(発注書の日付が重要)
- ② 設備の導入、テスト、稼働
- ③ メーカーへの代金支払い

事業期間外に、メーカーに1円でも支払ったらその時点でアウトです。(手付金だろうが頭金だろうが)

補助金の交付